

平成23年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成23年9月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年9月9日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成23年9月9日	11時47分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	神 前 輔 行	出	8番	大 山 勝 代	出
	2番	久 保 山 義 明	出	9番	片 山 一 儀	出
	3番	牧 藺 綾 子	出	10番	品 川 義 則	出
	4番	木 村 照 夫	出	11番	林 博 文	出
	5番	河 野 保 久	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	重 松 一 徳	出	13番	後 藤 信 八	出
	7番	鳥 飼 勝 美	出			
会議録署名議員	7番	鳥 飼 勝 美	8番	大 山 勝 代		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 鶴 田 し の ぶ		(書記) 寺 崎 一 生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一	こども課長	毛 利 俊 治		
教 育 長	大 串 和 人	農林環境課長	吉 浦 茂 樹			
総 務 課 長	小 野 龍 雄	農林環境課参事	内 山 十 郎			
企画政策課長	岩 坂 唯 宜	まちづくり推進課長	大久保 敏 幸			
財 政 課 長	安 永 靖 文	会 計 管 理 者	平 野 勉			
税務住民課長	重 松 俊 彦	教 育 学 習 課 長	内 山 敏 行			
健康福祉課長	眞 島 敏 明	監 査 委 員	太 田 博 史			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告
日程第4	第41号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について
日程第5	第42号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第6	第43号議案	平成23年度基山町一般会計補正予算（第2号）
日程第7	第44号議案	平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第8	第45号議案	平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）
日程第9	第46号議案	平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第10	第47号議案	平成22年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	第48号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
日程第12	第49号議案	平成22年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ いて
日程第13	第50号議案	平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
日程第14	第51号議案	平成22年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定につい て
日程第15	報告第5号	平成22年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
日程第16	報告第6号	教育委員会事務事業点検及び評価報告について
日程第17		決算特別委員会の設置について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより平成23年第3回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤信八君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、鳥飼勝美議員と大山勝代議員を指名
します。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤信八君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より28日ま
での20日間と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（後藤信八君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成23年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、皆様御出席をいただき
ましてまことにありがとうございます。

町政報告を申し上げます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げますが、条例案件が基
山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、基山町税条例の一
部改正について、予算案件が平成23年度基山町一般会計補正予算（第2号）、平成23年度基
山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）、平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）、それから、平成22年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定、平成22年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、平成22年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、平成22年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定、それに報告を2件お願いいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会（臨時会）が7月6日開催され、監査委員の選任等について、全3議案が審議され、原案どおり可決されました。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月24日開催され、平成22年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全5議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、監査委員の選任及び平成22年度歳入歳出決算の認定等について、全7議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、農業委員会委員選挙でございます。

7月10日の農業委員会委員選挙の告示日に8人の立候補届け出がありましたが、委員の定数を超えなかったため、無投票当選となりました。

次に、消防関係についてでございます。

基山町消防団の夏季訓練を8月21日に行いました。当日は大雨となり、予定していました基山町営球場から株式会社コクヨロジテムの社内敷地に会場を変更し、各部対抗による消防操法訓練を実施し、女性部についても軽可搬ポンプ操法を披露しました。この訓練により各部のポンプ操法を披露いたしました。

次に、東日本大震災に対する支援についてでございます。

義援金につきましては、9月2日現在で14,078千円が集まり、社会福祉協議会を通し日本赤十字社に寄附いたしました。義援金は今後も継続してまいります。

人的支援として、宮城県気仙沼市等に8月末までに7名の職員を派遣いたしております。現地では、仮設住宅への入居が進み、避難所支援はほぼ終了傾向にあります。

次に、まちづくり基本条例関係についてでございます。

ことしの4月1日から施行いたしましたまちづくり基本条例の町民提案制度に基づき、提

案、意見及び要望が町民の方から提出されています。8月末現在で提案3件、要望16件の計19件で、それに対する回答済みは13件になっております。

主な提案等の内容につきましては、「ど～なっているの？まちの予算」の内容充実について、ガードレールやカーブミラー等の設置等、交通安全や道路管理の内容についてが多く寄せられています。

次に、環境美化運動についてでございます。

6月5日日曜日、町民の皆様の御協力をいただき、県下一斉ふるさと美化活動が実施されました。当日は小雨の中で一部延期された地区もありましたが、各区ごとに道路や公園等に散乱しているごみの清掃活動が行われ、当日収集されたごみの量は、可燃物ごみ2,510キロ、瓶類90キロ、ペットボトル80キロ、不燃物ごみ95キロなど合計3,010キログラムでした。

次に、こども課関係についてでございます。

乳幼児及び児童の医療費助成事業については、本年4月から助成を拡大して実施しております。助成拡大しました小学生の通院分及び中学生の入院分の8月までの支給実績は、小学生の通院分が576件の898,680円で、中学生の入院分が2件の32,601円となっております。

次に、教育委員会関係でございます。

生徒の健全な心身の育成、体力の向上等に資することを目的とした中体連九州大会が8月上旬に開催され、柔道女子、陸上女子、テニス男子が出場しました。また、全国大会に陸上女子、柔道女子が出場し、選手たちは日ごろの練習の成果を発揮しました。

いつでも、どこでも、だれでも継続的にスポーツに親んでもらう総合型スポーツクラブ（スポーツ大国きのくに）の設立総会が7月10日に開催されました。今後、さらに住民の方の健康増進、スポーツ振興に会員の活動が期待されます。

8月20、21日に国民体育大会九州ブロック大会が開催されました。本町では、多目的運動場でソフトボール競技、総合体育館で柔道競技が実施され、九州各県の代表選手の熱戦が繰り広げられました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用浄化槽の設置に補助金を交付していますが、6月1日から6月24日まで申請を受け付けましたところ、12件の申し込みがあり、抽選の結果、3件に補助の決定を行いました。

なお、家庭用合併浄化槽の普及を図るため、県に対して補助金の追加要望をしておるとこ

ろでございます。

次に、道路工事、公園工事、下水道工事の進捗等につきましては、別紙に記載しておりますので、お目通しを願います。

次に、寄附の報告についてでございます。

基山町大字小倉467番地8、平野かすみ様より、6月20日に10千円、基山町大字宮浦397番地5、堀田大輔様より、8月16日に30千円、基山町大字宮浦1168番地1、木原扶美子様より、8月29日に100千円をいずれも基山町育英資金貸付基金へ、また、6月20日にみやき町大字簗原2963番地1、末安善徳様より、基山町立小・中学校3校に各100千円の図書購入費として計300千円の寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～15 第41号議案～第51号議案、報告第5号

○議長（後藤信八君）

日程第4、第41号議案より日程第14、第51号議案まで及び日程第15、報告第5号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

平成23年第3回定例議会提案理由の説明を申し上げます。

それでは、第41号議案より順次説明をいたします。

第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の全部改正により、新たにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）が制定され、スポーツの推進に係る委員の名称の変更があったため、別表区分の欄中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に変更するための条例の改正をお願いするものでございます。

第42号議案 基山町税条例の一部改正について。

提案理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が成立し、地方税における罰則等の改正が行われた

ことに伴い、基山町税条例を改正する必要があるため、お願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、担当課長より説明をいたします。

第43号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算5,453,462千円に、今回、歳入歳出それぞれ182,466千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ5,635,928千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

それから、第44号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算1,765,944千円に、今回、歳入歳出それぞれ229,207千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,995,151千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第45号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算176,320千円に、今回、歳入歳出それぞれ3,081千円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ173,239千円にお願いするものでございます。

歳入歳出ともに平成23年度分の賦課額が確定しましたのと前年度分の精算が確定しましたので、歳入歳出それぞれ3,081千円の更正をお願いいたしております。

第46号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

これにつきましては、今回、繰越金の額が決定したため、繰入金を調整し、歳入歳出同額でお願いするものでございます。

第47号議案から第51号議案までにつきましては、平成22年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町老人保健特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に平成22年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町老人保健特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計に係る主要な施策の成果の説明をお手元に差し上げております。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

一 般 会 計

平成22年度基山町一般会計決算会計に係る主要な施策の成果について、その概要を報告します。

(決算の概要)

20年以上低迷してきた日本経済は、本格的な回復の軌道に乗っておらず、慢性的なデフレ状況が続いています。

景気は足踏み状態にあり、失業率が高水準にあるなど、国民生活に密接に関連する雇用情勢も厳しいものがあり、深刻な財政状況にあります。

また、東日本大震災が発生し、わが国に未曾有の被害をもたらし、国民全体の暮らしや経済活動に甚大な影響を及ぼしています。

そして、政治・経済等、あらゆる分野で先行き不透明な情勢になっています。

予算執行にあたっては、厳しい財政状況の中、行政改革大綱の推進を図るとともに、事業の見直しを図り、必要性、優先性、費用対効果を十分に考慮し、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、節度ある財政運営を基本に行いました。

しかしながら、人口減に歯止めがかからず、少子化・高齢化、生産年齢人口の減少は否応なく進み、社会の閉塞感、将来への不安感が高まっています。

前年度に引き続き、自主財源の根幹となる町税収入が落ち込む等、極めて厳しい財政状況となっています。

1 決算規模

平成22年度決算額は、歳入総額5,893,201千円、歳出総額5,712,466千円で、前年度決算額に比べて歳入は3.6%、歳出は2.8%の増となっています。

これを前年度決算の対前年度伸び率（歳入13.4%減、歳出15.0%減）と比較すると、歳入で17.0ポイント、歳出で17.8ポイントそれぞれ増加しています。

これは、歳入では、普通財産売払収入と地方交付税や繰越金等の増によるものです。歳出では、子ども手当の支給や基金積み立てによるものでございます。

2 決算収支の状況

形式収支（歳入歳出差引額）は180,735千円の黒字で、その内、翌年度に1,641千円を繰越して、実質収支額は179,094千円となっています。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は63,793千円となっています。

実質収支の状況及び過去10年間の決算収支額の推移は、それぞれ記載しております。お目通しをお願いいたします。

3 歳入の状況

平成22年度一般会計歳入決算額は5,893,201千円で、前年度決算額に比べて203,085千円の増になっています。増収の主なものは、財産収入170,577千円増、地方交付税151,681千円増、繰越金100,136千円増、町債46,665千円増となっています。

しかし、国庫支出金173,777千円減、町税58,904千円減、繰入金42,058千円減となっています。

歳入の決算額、構成比及び伸び率は、次のとおりです。

お目通しをお願いいたします。

(1) 町税

町税の決算額は2,338,568千円で、前年度に比べて58,904千円の減になっています。

減収の主なものは、町民税55,184千円減で、法人町民税は10.0%伸びてはいるものの、長引く景気低迷により個人住民税は70,766千円の大幅減になっています。

固定資産税も1.1%の減で、軽自動車税は、わずかに増となっています。

町税の歳入全体に占める割合は39.7%で、町税の各税目別の決算状況は、次のとおりです。

お目通しをお願いいたします。

① 町民税

町民税のうち個人分の決算額は814,722千円で、前年度に比べて70,766千円の減で、対前年度比は8.0%の減となっています。

個人町民税の納税義務者の構成については、次のとおりです。

お目通しを願います。

法人税の決算額は172,032千円で、前年度に比べて15,582千円の増で、対前年度比は10.0%の増となっています。

法人町民税の業態別税額構成は、次のとおりです。

お目通しを願います。

② 固定資産税

決算額は1,204,912千円で、前年度に比べて13,781千円の減となっています。

主な理由は、償却資産の減に伴う課税標準額の減額によるもので、1.1%の減となっています。

③ 軽自動車税

決算額は33,152千円で、前年度に比べて800千円の増となっています。

主な理由は、登録台数の増によるものです。

④ 町たばこ税

決算額は112,865千円で、前年度に比べて9,412千円の増となっています。

町たばこ税の決算状況は、次のとおりです。

ごらんいただきたいと思います。

⑤ 入湯税

決算額は885千円で、前年度に比べて151千円の減となっています。

町内には2施設ありますが、入湯客が減少しています。

入湯税の決算状況は、次のとおりです。

ごらんいただきたいと思います。

(2) 地方譲与税

決算額は68,147千円で、前年度に比べて2,050千円の減となっています。

地方譲与税の内訳は、次のとおりでございます。

(3) 利子割交付金

決算額は8,369千円で、前年度に比べて853千円の減となっています。

(4) 配当割交付金

決算額は3,022千円で、前年度に比べて666千円の増となっています。

(5) 株式等譲渡所得割交付金

決算額は1,067千円で、前年度に比べて57千円の増となっています。

(6) 地方消費税交付金

決算額は158,661千円で、前年度に比べて274千円の減となっています。

(7) 自動車取得税交付金

決算額は13,733千円で、前年度に比べて942千円の減となっています。

(8) 地方特例交付金

決算額は24,346千円で、前年度に比べて3,198千円の増となっています。

地方特例交付金の内訳は、次のとおりです。

(9) 地方交付税

決算額は1,097,188千円で、前年度に比べて151,681千円の増となっています。

地方交付税の内訳は、次のとおりです。お目通しを願います。

(10) 交通安全対策特別交付金

決算額3,211千円で、前年度に比べて288千円の減となっています。

(11) 分担金及び負担金

決算額は84,343千円で、前年度に比べて3,050千円の減となっています。

分担金及び負担金の内訳は、次のとおりでございます。お目通しを願います。

(12) 使用料及び手数料

決算額は94,099千円で、前年度に比べて1,625千円の減となっています。

主な理由は、ごみ収集処理手数料の減によるものです。

使用料及び手数料の内訳は、次のとおりです。お目通しください。

(13) 国庫支出金

決算額は560,983千円で、前年度に比べて173,777千円の減となっています。

主な理由は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、定額給付金事業費補助金等の減によるものです。

国庫支出金の内訳は、次のとおりです。お目通しを願います。

(14) 県支出金

決算額は338,650千円で、前年度に比べて42,128千円の増となっています。

主な理由は、緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金、佐賀県防災情報通信設備整備事業交付金、公共施設省エネ・グリーン化推進事業補助金等の増によるものです。

県支出金の内訳は、次のとおりでございます。

(15) 財産収入

決算額は175,485千円で、前年度に比べて170,577千円の大幅な増となっています。

主な理由は、弥生が丘の温浴施設用地とグリーンパーク町道法面の普通財産土地売却によるものです。

内訳は次のとおりでございます。

(16) 寄附金

決算額は3,492千円で、今年度末までのふるさと応援寄附金の額は3,551千円となっています。

(17) 繰入金

決算額は127,158千円で、前年度に比べて42,059千円の減となっています。

(18) 繰越金

繰越金は、前年度の剰余金であります。純繰越金は115,301千円、繰越明許費は16,500千円となっています。

(19) 諸収入

決算額は125,813千円で、前年度に比べて26,945千円の減となっています。

主な理由は、広域入所保育受託事業収入、介護保険組合受託事業収入の減によるものです。

(20) 町債

決算額は535,065千円で、前年度に比べて46,665千円の増となっています。

主な理由は、臨時財政対策債の増によるものです。

4 歳出の状況

平成22年度一般会計歳出決算額は5,712,466千円で、前年度に比べて154,151千円の増となっています。

(1) 目的別歳出の状況

主な増減で、増加したものは総務費124,240千円増、民生費161,294千円増、土木費92,936千円増で、農林水産業費60,783千円増、衛生費50,489千円増で、減少したものは教育費265,505千円減、災害復旧費29,052千円減となっています。

民生費増の主な要因は、子ども手当創設によるものです。

教育費減の要因は、基山小学校改築工事が終了したことによるものです。

目的別歳出の構成比は、民生費26.9%、総務費22.6%、公債費13.6%、衛生費11.3%、教育費7.9%と続き、これらを合わせると全体の82.3%（前年度84.0%）を占めています。

目的別歳出の決算額、構成比及び伸び率は、次のとおりです。

お目通しを願います。

平成22年度決算額を平成23年3月31日現在の人口17,792人で除すれば、町民一人当たりの歳入額は約331千円、歳出額は約321千円となります。

また、使用目的別に分類すると、次のとおりです。

お目通しを願います。

(2) 性質別歳出の状況

主な増減で、増加したものは積立金371,246千円増、扶助費210,727千円増で、減少したものは補助費等252,897千円減、投資的経費108,146千円減、人件費35,315千円減、公債費33,230千円減となっています。

性質別歳出の決算額、構成比及び伸び率は、次のとおりです。

お目通しを願います。

(主要な施策の執行状況・事業説明)でございます。

1の総務費につきましては、男女共同参画推進プラン策定について、財産の取得について、協働のまちづくり推進について、基山町PRパンフレット作成について、基山町のイメージキャラクターについて、地上デジタル放送受信対策について、コミュニティ助成事業について、まちづくり基金事業について、公共交通政策について、交通安全対策について、防災について、選挙について、国勢調査について、地籍調査について、内容詳細は記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

2の民生費は、社会福祉について、障害者福祉について、高齢者福祉について、介護保険事業について、後期高齢者医療について、防犯対策について、児童福祉について、保育所について、ひとり親福祉について、児童福祉施設について等でございます。ごらんいただきたいと思います。

3の衛生費、乳幼児について、保健増進について、救急医療について、保健予防について、食育について、狂犬病予防について、環境衛生について、塵芥処理について、し尿処理について、上水道施設についてでございます。内容はごらんいただきたいと思います。

4の農林水産業費、農業委員会について、農業振興について、畜産業について、林業振興

についてでございます。

5の商工費、商工振興について、観光についてでございます。内容はごらんください。

6の土木費、道路維持補修について、道路改良工事について、公園事業について、町営住宅についてでございます。ごらんいただきたいと思っております。

7の消防費、消防についてでございます。

8の教育費、育英資金貸付について、小学校費について、中学校費について、社会教育について、文化財保護について、歴史民俗資料図書館について、町民会館について、保健体育について、学校給食について、私立幼稚園就園奨励についてでございます。

9の災害復旧費、これは災害復旧についてでございます。

いずれも詳細内容は記載しております。ごらんいただきますようお願いいたします。

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

平成22年度基山町国民健康保険特別会計決算に係る主要な施策の成果について、その概要を報告します。

医療制度改革により、平成20年4月から、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行しました。これまで医療分から老人保健拠出金を出していたのに替えて、後期高齢者支援金分として区別することで、後期高齢者の医療費についての国保負担分が明確になりました。これに伴い平成20年度に国民健康保険税を改定しました。

一方、退職者医療制度の廃止によって、65歳以上の退職被保険者等は、前期高齢者として、一般被保険者になりました。ただし、経過措置として、65歳未満の退職被保険者制度の対象者は、平成26年度までは新規に適用されます。

また、平成20年度より、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための特定健康診査および特定保健指導の実施が保険者に義務付けられました。

全体では、国庫支出金や共同事業交付金の増によって、130,742千円の黒字となりましたが、実質単年度収支は22,841千円の黒字になっています。保険給付費については、本年度は前年度に比べ33,680千円（102.9%）の微増となりました。

(1) 被保険者数（年度平均）の状況は、次のとおりです。

お目通しを願います。

(2) 財政の状況も次のとおりでございます。お目通しを願います。

平成22年度は実質単年度収支が22,841千円の黒字決算となりましたが、前年度より黒字額が38,151千円減少しています。

なお、歳入歳出の主な内訳は、次のとおりです。

お目通しを願います。

(3) 保険給付費の状況は、次のとおりです。

これもごらんいただきたいと思えます。

1人当たりの医療の費用額（被保険者は年度平均）ということでございますけれども、お目通しを願います。

(4) 国民健康保険税の状況は、次のとおりでございます。お目通しを願います。

国民健康保険税現年課税分の1世帯及び1人当たりの調定額も次のとおりでございます。お目通しを願います。

全国的に国保税の収納低下が問題になっている中、現年度の徴収率はやや前年を上まわりました。短期証の発行に伴う納税相談を行うなどして努力してきましたが、これまで以上に、滞納者との接触の機会を増やしていきたいと思っております。国保税は、健全な事業運営を行う上で大事な収入源の1つとして大変重要ですので、収納率の向上に今後とも努めてまいります。

(5) 保健事業の取り組み

平成20年度から特定健康診査、特定保健指導が保険者に義務付けされ、平成22年度も40歳から74歳の被保険者を対象に実施いたしました。個別健診がやや上昇したものの受診率は、36.8%となりました。平成24年度の受診率65%の目標値達成に向け、今後とも受診率向上を図ってまいります。

特定健康診査等と特定保健指導はこのようになっております。お目通しを願います。

老人保健特別会計

平成22年度基山町老人保健特別会計決算に係る主要な施策の成果について、その概要を報告します。

高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月から施行されたことに伴い、老人保健制度は平成20年3月分までの診療が対象になっています。

平成22年度は、過年度分の交付金、国庫支出金等の歳入がありましたが、医療諸費の歳出はありませんでした。

老人保健特別会計が平成22年度で廃止されますので、一般会計に歳入歳出差引相当額を繰出し、歳入歳出差引残高は0円の決算となっています。

歳入、歳出、表のとおりでございます。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、「老人保健制度」に代わって創設された新しい医療制度で、平成20年4月から75歳以上と65歳以上で一定の障がいがある方を対象として、県単位ですべての市町が加入する広域連合が主体となって運営し、広域連合では、被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度の運営を行い、町は、申請や相談などの窓口業務、保険料の徴収などを行っております。

広域連合の医療費の財源構成は、療養給付費の1割を保険料、4割を現役世代からの後期高齢者支援金、残りの5割を公費で賄うことになっています。

歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金で、繰入金の内訳は、保険料軽減補填分の保険基盤安定負担金、広域連合の事務費分などとなっています。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金で、その内訳は保険料や保険基盤安定負担金の保険料等納付金と広域連合の事務費納付金が主なものです。

被保険者数は、65歳以上74歳未満が44名、75歳以上が1,807名の合計1,851名です。

また、平成22年度分の保険料収納率は、調定額132,245,900円、収納額131,625,600円、還付未済額246,500円で、99.36%になっています。

歳入歳出の内訳は、次のとおりです。

お目通しを願います。

下 水 道 特 別 会 計

平成22年度基山町下水道特別会計の決算に係る主要な施策について、その概要を報告します。

毎日の暮らしから出る汚水を集め、処理し、きれいにして流す下水道は、快適な生活に欠かせない公共施設です。さらに、水辺の環境を良好な状態に保つためにも、下水道は重要な役割を果たしています。

本町公共下水道では、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めていますが、平成22年度末での整備状況は、事業認可区域255.8haに対し、下水道整備済区域は252.3haで、認可区域内の98.6%の整備率となり、全体計画の554haに対しては、45.5%の整備率となっています。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、公共下水道が61.1%、汚水処理施設が8.5%、合計では69.6%となっています。

整備済区域のうち下水道に接続された水洗化率は、公共下水道が90.2%、汚水処理施設が100%、合計で90.9%となっております。

平成22年度決算額は、歳入総額628,384千円、歳出総額610,408千円で、実質収支額は17,976千円となっています。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は△3,562千円となっています。

1. 歳入

歳入決算額を前年度と比較すると、140,017千円の減となっています。主な要因は、国庫補助金、繰入金そして町債の減によるものです。

○ 分担金及び負担金

決算額は7,719千円で、前年度に比べて9,417千円の減となっています。主な要因は、賦課対象面積の減少によるものです。

公共下水道受益者負担金の調定・収納状況は、次のとおりです。

お目通しをお願いいたします。

○ 使用料及び手数料

公共下水道使用料現年度分は、調定件数19,341件、調定額130,742千円、収納率99.79%となっています。また、汚水処理施設使用料現年度分は、調定件数3,164件、調定額16,748千円、収納率99.59%となっています。

公共下水道使用料と汚水処理施設使用料の収納状況は、次のとおりです。

お目通しを願います。

○ 国庫支出金

公共下水道事業国庫補助金は162,120千円で、前年度に比べて72,880千円の減となっています。

○ 繰入金

決算額は128,547千円で、前年度に比べて5,200千円の減となっています。繰入金の内訳は、基金繰入金16,918千円、一般会計繰入金111,629千円で、それぞれ前年度に比べて26,104千円の減、20,904千円の増となっています。

○ 諸収入

決算額は8,695千円で、その内訳は、預金利子5千円、確定申告による消費税の還付金8,690千円となっています。

○ 町債

決算額は152,100千円で、前年度に比べて74,500千円の減となっています。

2. 歳出

歳出決算額を前年度と比較すると、136,355千円の減となっています。主な要因は、工事請負費の減少によるものです。

○ 総務費

日本下水道協会負担金等を支出しました。

○ 公共下水道事業について

汚水幹線築造工事外12件の公共下水道工事を施工しました。工事は北高島団地地区21haを

施工しました。

前年度に工事が完了したし第11区の南高島団地地区の13haを4月1日より供用開始しました。

けやき台ときやまニュータウンの処理場を維持管理し、汚水を処理しました。

また、一部を宝満川流域下水道処理場に送り、処理しました。

○ 汚水処理施設事業について

きやま台と本桜汚水処理施設を維持管理し、公共下水道事業認可区域外の汚水を処理しました。また、下水道基金に27千円積立てました。

○ 公債費

決算額は92,176千円で、前年度に比べて16,996千円の増となっています。

以上が決算関係でございます。

続きまして、報告第5号 平成22年度……

○議長（後藤信八君）

ちょっと待ってください。ちょっと長時間になっておりますので、少し。

中途でありますけれども、40分まで休憩を入れますので、よろしく願います。

～午前10時31分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、続けさせていただきます。

報告第5号でございます。平成22年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査を、8月12日、基山町監査委員に審査を依頼し、8月23日に平成22年度財政健全化審査意見書の提出をいただいております。

別紙健全化判断比率、資金不足比率報告書を配付いたしております。

内容につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、健全化判断比率の公表等についてでございます。

「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。」となっておりますので、報告をいたします。

基山町実質赤字比率、赤字なし、連結実質赤字比率、赤字なし、実質公債費比率14.5%、将来負担比率83.2%でございます。

また、法律第22条第1項、資金不足比率の公表等についてでございます。

「公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。」となっております。

基山町には資金不足額はございません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の補足説明を求めます。（「報告第6号は」と呼ぶ者あり）6号は最後ですよ。先ほどは一括議題で報告第5号までと申し上げましたんで。

これより担当課長の補足説明を求めます。

第42号議案の補足説明を求めます。重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

それでは、私のほうから議案第42号 基山町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長が申されましたように、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が成立しまして、6月30日に公布されたことに伴い、地方税法の一部が改正されたことによりまして、ここに基山町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正事項の主なものにつきましては、国税に合わせた租税罰則の見直しが行われまして、町民税等の所要の申告がなされなかった場合の過料を「30千円」から「100千円」に引き上

げて改正される内容のものであります。

それでは、お手元の議案資料の新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

資料の2ページをお願いいたします。

2ページ上段の（町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）第26条関係ですが、町外納税者に係る納税管理人の不申告者に対しての過料を、先ほど申し上げました「30千円」から「100千円」に改正するものであります。

続きまして、中段の所得税に係る更正又は決定事項の申告義務、第36条の3の関係ですが、これは地方税法の改正に伴う文言の整理であります。

続きまして、下段ですけれども、（町民税に係る不申告に関する過料）第36条の4及び（退職所得申告書の不提出に関する過料）第53条の10関係ですが、先ほどと同じく、その過料を「30千円」から「100千円」に改正するものであります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

上段のところの固定資産税の課税標準、第61条第9項、第10項の関係ですが、地方税法の改正による条項ずれによる整理であります。

同じく中段の（固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料）第65条及び（固定資産に係る不申告に関する過料）第75条、さらに、下段の（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）第88条関係ですが、これにつきましても先ほどと同じく、その過料を「30千円」から「100千円」に改正するものであります。

続きまして、4ページの上段のほうをお願いします。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）第100条の2、それから、下段の（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）第132条の2の関係ですが、今回の改正とあわせて新たに導入される条項ですが、たばこ税及び特別土地保有税の不申告に対して100千円の過料を科すことの内容であります。

続きまして、同じく4ページの中段の第126条、（特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料）の関係の改正ですが、これも同じ内容で、その過料を「30千円」から「100千円」に改正するものです。

なお、先ほどから申しております特別土地保有税につきましては、現在、該当はありませんが、地方税法改正に伴って改正していくものでございます。

同じく4ページ下段の（特別土地保有税の減免）第132条の3の関係でございます。地方税法の改正による条項のずれによる整理であります。

最後に、5ページをお願いいたします。

5ページの中段ですが、（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）第10条の2の関係ですが、固定資産税の減免適用の対象の改正ですが、高齢者向け優良賃貸住宅について、「県基準の認定を受けた住宅」から「建築物について県に登録された住宅」へ改正され、そういう旨の書面を添付して申告する内容に変更されております。

その固定資産税に係る減額措置については、地方税法で対象をサービスつき高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上で、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日までと延長することになっております。

施行日につきましては、公布の日からの施行でございますが、不申告等に関する過料関係条項につきましては、公布の日から起算して二月を経過した日として、固定資産税関係附則第10条の2につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行日からとなっております。

どうぞよろしく御審議を賜りまして、承認していただきますようによろしくお願いいたします。終わります。

○議長（後藤信八君）

次に、第43号議案の補足説明を求めます。安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

それでは、私は、平成23年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、内容の補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の9ページをお願いいたします。よろしゅうございますか。

第2表 地方債補正でございます。

今回、地方道路等整備事業債といたしまして2,000千円の追加の補正をお願いいたしております。これにつきましては、事業内容は、城戸1号線の道路改良事業分でございます、事業費の増に伴って、今回、2,000千円の追加をお願いいたしております。

続きまして、臨時財政対策債でございます。これにつきましては48,611千円の追加をお願いするものでございますが、このたび8月末に地方交付税等の確定がございましたので、額

の確定に伴いまして、今回、追加をお願いいたしておるところでございます。

それでは、内容につきましては、事項別明細書によりまして順次説明を申し上げていきたいと思っております。

一般会計事項別明細書をお願いいたします。

まず、歳入、3ページでございます。よろしゅうございますか。

1款の町税でございます。3ページから5ページにかけまして、町民税、固定資産税、軽自動車税にかけましては、今回、徴収率を97%から98%に引き上げさせていただいた分と、調定見込み額等の増によりまして、現年度分等につきましてはそれぞれ追加をお願いいたしております。

6ページをお願いいたします。

8款、地方特例交付金でございます。今回、額の確定に伴いまして、8,457千円の追加をお願いいたしております。この地方特例交付金の内容といたしましては、要するに、児童手当、子ども手当特例分並びに減収補てん特例分、減収補てんと申しますと、平成19年に行われました税源移譲によりまして、所得税で引き切れなかった住宅所得控除関連を住民税から引きますよという関係、それから、自動車取得税の軽減分を地方特例交付金で賄うという仕組みでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

9款、地方交付税でございます。このたび額の確定によりまして354,819千円の追加をお願いいたしております。これによりまして、普通交付税の額が1,075,314千円と23年度は確定をいたしております。前年度に比べまして88,000千円ほど上がっております。この理由といたしましては、社会福祉費の増と高齢者福祉費の増、それと、逆に基準財政収入額、要するに、税収の減に伴う基準財政収入額の減に伴いまして、今回、増額となっているというふうに分析をいたしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

11款、分担金及び負担金でございます。2節の児童福祉費負担金でございます。保育料現年度分といたしまして7,133千円の追加をお願いいたしております。これにつきましても、徴収率の引き上げ並びに園児数の増でございます。ちなみに、基山保育園が当初187名で予定しておりましたが、現在、198名、たんぽぽ保育園が104名が118名というふうに園児が増となったために、今回、追加をお願いいたしております。

続きまして、10ページでございます。

国庫支出金でございますけれども、保育所運営費負担金として2,304千円をお願いいたしております。この運営費負担金につきましては私立保育園、要するに、たんぼぼ保育園の分でございます、先ほど申し上げました園児数の増によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

同じく国庫支出金、国庫補助金でございます。1節の道路橋梁費補助金でございますが、道路事業費国庫補助金として2,750千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、城戸1号線道路改良に伴うものでございまして、補助率といたしましては55%でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

国庫支出金の委託金でございます。1目の民生費委託金、子ども手当事務取扱交付金でございますけれども、465千円を新たにお願いたしておりますけれども、子ども手当のつなぎ法案等が今回8月でしたか、確定いたしましたので、そのときに額が確定したということで、今回、事務費取扱交付金としてお願いをいたしているところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14款、県支出金でございます。まず、2目の民生費県補助金でございます。1節、社会福祉費補助金で、介護基盤緊急整備等事業交付金といたしまして3,793千円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、グループホームのスプリンクラー並びに火災報知設備等の設置に対する補助でございます。補助率としては100%でございます。続きまして、地域支え合い活動支援事業補助金といたしまして4,252千円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、要援護者等の管理システム等の導入経費に充てる補助金でございます。続きまして、下の行旅死亡人取扱費補助金でございますが、今回、127千円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、去る7月8日に自殺者が発見されております。まだ身元がわからないということでございまして、県の規定によりまして、身元不明につきましては生活保護に準じて埋葬料とか、それから、医師の診断料とかは出るということでございますので、今回、県のほうから127千円を補助金としてお願いいたしております。

続きまして、5目の土木費県補助金でございます。住宅リフォーム緊急助成事業補助金といたしまして17,500千円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、全協等で担当課長が詳しく説明をしていると思っておりますけれども、県の基金事業といたしまして新しく

された分でございます。現在、基山町では60件を見込んでおります。そういう関係で17,500千円を新しくお願いいたしております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

15款. 財産収入でございます。1目の不動産売払収入といたしまして、普通財産売払収入1,048千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、水路、里道等の、要するに、法定外公共物の払い下げに係るものでございます。まず、園部地区に1件、水路でございますが、面積としましては15.51平米、それから小倉地区、これは水路と里道が一緒になっておりますが、合わせて1件で、面積として253.93平米でございます。

続きまして、2目の物品売払収入でございます。黒谷緑地土砂売払収入といたしまして1,493千円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、グリーンパークの上、せんだって土取りをしました上のほうの分でございますけれども、土量といたしましては5万9,743立方メートル掛ける単価が25円でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

寄附金でございますが、1節、2節につきましては、先ほど町政報告の中で町長のほうから説明申し上げました指定寄附に係るものでございます。続きまして、4節の育英資金寄附金につきましては40千円、これは2件分を今回お願いいたしているところでございます。

続きまして、18ページ、繰入金でございます。今回、財政調整基金繰入金並びに公共施設整備基金繰入金の更正をお願いいたしまして、財源の調整をお願いいたしております。

続きまして、20ページでございます。

18款. 繰越金でございます。これにつきましては、今回、164,093千円の追加をお願いしております。繰越金計が179,093千円ということでございます。

なお、このほかに繰越財源といたしまして1,641千円が別でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

19款. 諸収入の雑入でございます。ちょうど中ほどのコミュニティ助成事業補助金ということで4,200千円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、宝くじ助成事業に係るものでございまして、7区と15区が会議用のテーブル並びに折り畳みいす等でございます。それから、17区がコピー機、掲示板等の購入費に充てるということでございます。

ちなみに、7区が1,200千円、15区が1,300千円、17区が1,700千円の計4,200千円でございます。

続きまして、22ページ、町債でございます。町債につきましては、議案の中で説明を申し上げましたとおりでございます。地方道路等整備事業債につきましては充当率は90%でございます。臨時財政特例債につきましては100%でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

24ページをお願いいたします。

まず、総務費、1目の一般管理費、1節でございます。報酬183千円、行政改革懇談会委員報酬8名分として新しくお願いをいたしておりますが、これにつきましては、第5次行政改革大綱を策定するため、行政改革懇談会を開催するという事で新しくお願いをいたしております。会議は一応4回分を見込んでおります。

続きまして、6目の企画費でございます。これにつきましても、1節、報酬、循環バス検討委員報酬5名分として143千円を新しくお願いをいたしております。これにつきましては、循環バスの検討、運行状況、その他等を検討するという事でお願いをいたしております。一応会議は5回を予定をいたしております。それから、一番下の18節、備品購入費といたしまして、庁用備品を536千円をお願いをいたしております。これにつきましては、町政報告の中でもありましたように、イメージキャラクター「きやまん」の着ぐるみの作成ということでお願いをいたしております。続きまして、25ページでございます。19節のコミュニティ助成事業につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、8目、財政調整基金費として積立金89,547千円の追加をお願いをいたしております。これにつきましては、地方財政法第7条第1項の規定によりまして、繰越金、剰余金の2分の1を下らない金額につきましては、積み立てるか、または繰り上げ償還の財源にしなければならないという規定がございます。それで、今回は財政調整基金にほとんど積み立てをさせていただきたいということでお願いをいたしております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

民生費でございます。1目、社会福祉総務費でございます。18節、備品購入費でございますが、庁用備品といたしまして4,253千円をお願いをいたしております。これにつきましては、先ほど歳入で申し上げました県支出金で地域支え合い活動支援事業補助金、要するに、要援護者の管理システムの導入ということで、今回、新しくお願いをいたしております。補助率は100%でございます。

それから、2目の老人福祉費、これにつきましては19節、介護基盤緊急整備等事業補助金でございますが、グループホームのスプリンクラー並びに火災報知設備の設置に対する補助金でございます。それから、20節、扶助費でございます。老人ホーム入所措置費を今回1,378千円追加をお願いしておりますが、これにつきましては、措置人員の1名増ということをお願いをいたしております。

それから、29ページ、児童福祉費でございますけれども、1目の児童福祉総務費でございます。20節、扶助費、たんぽぽ保育園運営費につきましても、歳入で申し上げました園児増によるもので、今回、9,971千円の追加をお願いいたしております。

それから、30ページをお願いいたします。

衛生費でございます。3目、環境衛生費、15節、工事請負費でございます。金額といたしましてはゼロでございますけれども、当初防犯灯LED化工事のみをお願いをいたしておりました。その分を分けさせていただきまして、公共施設LED化工事と防犯灯LED化工事に分けさせていただきたいということで、今回、お願いをいたしております。

ちなみに、公共施設LED化工事につきましては、金額としましては5,327千円、防犯灯LED化工事といたしましては8,673千円ということで分けさせていただきたいということで、今回、お願いをいたしております。

それから、申しわけございません。2目の予防費でございます。13節、委託料でございます。2,611千円の各種予防接種委託料をお願いいたしておりますけれども、これにつきましては、前回の議会でありましたけれども、高齢者のインフルエンザに対する分でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

6款の農林水産業費の1目、林業総務費でございます。工事請負費、林道の維持補修工事ということでお願いをいたしておりますけれども、これにつきましては、寺谷林道1カ所と岩坪林道の1カ所の計2カ所分でございます。

34ページをお願いいたします。

7款、商工費でございます。1目の商工総務費といたしまして、義援金つきプレミアム商品券発行事業補助金5,000千円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、商工会が発行いたします1億円分の商品券プラスプレミアム分10,000千円と、合わせまして110,000千円でございますけれども、そのプレミアム分の2分の1を自治体が持つということで、今回、10,000千円の2分の1で5,000千円を新しくお願いいたしているところでござ

います。

続きまして、36ページをお願いいたします。

8款. 土木費でございます。1目の道路維持費でございますが、15節. 工事請負費、町道舗装補修工事並びに町道維持補修工事と合わせて17,356千円の追加をお願いいたしております。その内訳といたしまして、町道舗装補修工事が8,000千円、それから、町道維持補修工事が9,356千円でございます。

それから、2目. 道路新設改良費、同じく15節の道路改良費ですが、城戸1号線道路改良工事ということで8,000千円の追加をお願いいたしております。これは主な工事内容といたしましては、舗装工事分でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

土木費の住宅費でございます。13節、19節、それぞれ住宅リフォーム緊急助成事業補助金に係る分でございますが、今回、19節といたしまして19,800千円を新しくお願いいたしております。これは歳入等でも申し上げておりますけれども、今年度予定といたしましては60件分、県の事業といたしましては16,800千円、町の上乗せ分、1件当たり50千円を考えておりますので、3,000千円で計の19,800千円を新しくお願いいたしております。13節につきましては事務費関係分でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

消消費でございます。2目. 非常備消防費、19節でございます。消防施設整備補助金といたしまして4,083千円をお願いいたしておりますが、このうち、4,000千円が1部の格納庫に係る分でございます。83千円につきましては、5部の格納庫の一部改修に係るものでございます。続きまして、県市町村消防団員等公務災害補償組合負担金を4,492千円お願いいたしております。これにつきましては、さきの3月11日の東日本大震災におきまして、消防団員の方が251名亡くなるなどの被害に遭われておりまして、現在の補償基金では大幅に不足をするということでございますので、今回、消防団員公務災害補償等責任共済に関する法律施行令等の改正が行われまして、23年度に限り、従来の掛金が団員当たり「1,900円」から「24,700円」に改正をされております。その差額22,800円掛ける条例定数が197名でございますので、今回、4,492千円の追加をお願いいたしているところでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。並びに43ページの備品購入費でございます。いずれも100千円それぞれ計上をお願いいたしております。これにつきましては、指定寄附

に係る図書購入費に充てるものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

10款. 教育費でございます。2目の公民館費でございますが、19節. 負担金補助及び交付金といたしまして、区公民館建設等に対する補助金4,195千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、4,000千円分が4区公民館の新築に係るもの、195千円が8区公民館の一部改修に係るものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

12款. 公債費でございます。2目. 利子でございますけれども、長期債利子といたしまして4,266千円の更正を今回お願いいたしております。これにつきましては借入時期の確定、と申しますのは、当初5月25日等を見込んでおりましたけれども、29日等に借入時期がずれ込んだ分と、当初の利率が1.7%程度で見込んでおりましたけれども、実際は平均にいたしまして、これは借入時期によって違いますけれども、平均にすると1.2%程度で借りられたということでございますので、今回、更正をお願いいたしております。

続きまして、48ページをお願いいたします。

13款の諸支出金でございます。国庫支出金返納金でございますけれども、これにつきましては、22年度事業分の事業費の確定によりまして、要するに、交付を受け過ぎていたものを23年度に返すという性格のものでございます。

ちなみに、国庫支出金が3件、県支出金が6件でございます。

49ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。今回、予備費に780千円の追加をお願いいたしまして、財源の調整を図らせていただきました。

以上で一般会計補正予算（第2号）の概要説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤信八君）

次に、第44号議案の補足説明を求めます。眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

第44号議案の平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の説明をいたします。

主なものについて御説明をいたします。

国民健康保険特別会計の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税については、1節から3節までは国民健康保険税の当初賦課額が確定をいたしましたので、5,732千円の追加をお願いいたしております。

次に、1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても1款1項1目と同様で、1節から3節まで国民健康保険税の当初賦課額が確定をいたしましたので、7,556千円の追加をお願いいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

3款1項1目の療養給付費等負担金の1節の現年度分でございますが、療養給付費負担金につきましては、歳出のほうの2款の一般被保険者の保険給付費の増をお願いしておりますが、それに応じて国庫負担金が増となりますので、33,461千円の追加をお願いしています。

次に、5ページをお願いいたします。

3款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の普通調整交付金につきましては、歳出2款の一般被保険者の保険給付費の増に伴いまして、その分で8,736千円の追加をお願いいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

4款1項1目の療養給付費等交付金でございます。1節の現年度分の退職被保険者等療養給付費等交付金につきましては、これも歳出2款で退職者等保険給付費の補正をお願いしており、それに伴いまして30,897千円の追加をお願いいたしております。次の2節の過年度分でございます。これにつきましては、過年度精算が確定いたしましたので、3,377千円の追加をお願いいたしております。

次に、8ページをお願いいたします。

6款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の一種交付金につきましては、これも歳出2款の被保険者の保険給付費の増に伴いまして、その分、6,802千円の追加をお願いいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

10款1項2目のその他繰越金でございます。1節のその他繰越金につきましては、平成22年度分が確定をいたしましたので、130,741千円の追加をお願いいたしております。これの内訳としましては、平成21年度からの繰越分が144,902千円、それと、財政調整基金積み立

てが37,001千円で、差し引き単年度収支は黒字の22,841千円でございます。

続きまして、歳出でございます。

主なものについて御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

1款1項3目13節の委託料でございます。これにつきましては、レセプト点検業務委託料が確定をいたしましたので、382千円の更正をお願いいたしております。

次に、13ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございます。19節の一般被保険者療養給付費関係につきましては、平成23年5月から7月分の一般被保険者療養給付費の実績をもとにこれからの療養給付費を計算いたしまして、87,638千円の追加をお願いいたしております。

次に、2款1項2目の退職被保険者等療養給付費でございます。19節の退職被保険者等療養給付費関係につきましても1目と同様で、平成23年5月から7月分の退職被保険者等療養給付費の実績をもとにこれからの療養給付費を計算いたしまして、29,459千円の追加をお願いいたしております。

次に、14ページをお願いいたします。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございます。19節の一般被保険者高額療養費補助金につきましては、一般被保険者療養給付費の平成23年5月から7月分の実績をもとにこれからの一般被保険者高額療養費を計算しまして、17,814千円の追加をお願いいたしております。

次に、2款2項2目の退職被保険者等高額療養費でございます。19節の退職被保険者等高額療養費補助金につきましても1目と同様で、退職被保険者等療養給付費の平成23年5月から7月分の実績をもとにこれからの退職被保険者等高額療養費を計算しまして、6,096千円の追加をお願いいたしております。

次に、18ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の財政調整基金積立金に今回44,999千円の追加をお願いいたしております。

次に、19ページをお願いいたします。

2目の償還金でございます。23節の償還金利子及び割引料の償還金利子及び割引料に21,599千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、平成22年度の療養給付

費負担金と出産育児一時金の精算が確定をいたしましたので、その分の返納金でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございます。財源調整のため、今回、18,692千円の追加をお願いいたしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

以上で各課長の補足説明が終わりましたので、次に、平成22年度各会計の決算についての補足説明を求めます。平野会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

平成22年度一般会計、各特別会計の決算に係る補足説明を行います。

平成22年度一般会計、各特別会計の決算に係る審査につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調整し、6月30日に老人保健特別会計を、8月1日に一般会計と他の特別会計を証書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出しました。

町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付すために、それらの書類を提出しています。

7月21日から8月11日まで監査委員による決算審査が行われました。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

決算を議会の認定に付すため、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を提出しています。

さらに、決算に係る主要な施策の成果を説明する書類、そのほか決算説明資料を決算審査資料として提出しています。

老人保健特別会計は、平成22年度をもって廃止されました。

特別会計が廃止されると、当該特別会計に属する収支は廃止時点で打ち切られることになります。

地方自治法第235条の5の出納整理期間に関する規定は、あくまでも当該会計が存続している場合を前提としている制度であって、廃止された会計についての出納整理期間ということとは考えられません。そのため、老人保健特別会計の決算については、3月31日が出納の閉

鎖日となり、決算が確定しました。

決算に係る主要な施策の成果については、先ほど町長が詳しく報告をいたしましたので省略いたしまして、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について説明をいたします。資料をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、資料の1ページでございます。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,893,201千円、歳出総額5,712,466千円で、差し引き額が180,735千円となっております。そのうち、翌年度に1,641千円を財源として繰り越して、実質収支額は179,094千円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の実質収支額は130,742千円となっております。

3ページでございます。

老人保健特別会計は平成22年度で廃止され、歳入総額、歳出総額ともに52千円で、実質収支額はゼロ円となっております。

4ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の実質収支額は648千円となっております。

5ページでございます。

下水道特別会計の実質収支額は17,976千円となっております。

次に、財産に関する調書について説明をいたします。

6ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物の調書については、国土調査の成果による修正と財産の区分変更による増減が出ています。そのほかに土地の増減があります。

公衆用道路の減3,693.28平方メートルの中には、町道等の寄附や買収による増のほか、グリーンパーク町道のり面の普通財産土地売却による減が含まれています。

その他の公園の増188.40平方メートルは、グリーンパーク町道のり面買い戻しによるものでございます。

都市計画構築物の減1万8,108.22平方メートルは、弥生が丘温浴施設用地売却によるものでございます。

その他の公共用財産の増2,855.08平方メートルは、旧内山建設株式会社社屋用地の買収に

よるものでございます。

普通財産の土地の減1,672.84平方メートルは、12区公民館用地贈与に譲与ものでございます。

次に、建物の増減について説明をいたします。

財産の区分変更による増減が出ています。そのうち、福祉施設の非木造の増355.75平方メートルは、ひまわり館新築と基山保育園増築によるものでございます。

そのほかの公共施設の非木造の増1,101.68平方メートルは、旧内山建設株式会社社屋買収によるものでございます。

次に、7ページでございます。

出資による権利について説明をいたします。

調書の中で決算年度中に減になったものがございます。佐賀県国際交流協会出捐金の減については、佐賀県補助金休止に伴い、収入不足を補うため、基本財産を取り崩したことによるものでございます。

佐賀県臓器バンク出捐金の減についても、基本財産を取り崩したことによるものでございます。

8ページと9ページをごらんいただきたいと思います。

物品関係については、保有している500千円以上の物品を計上いたしております。お目通しをお願いいたします。

次に、基金についての調書の説明をいたします。

10ページをお開きください。

財政調整基金の増は、1億円と利子の積み立てによるものでございます。

減債基金の増は、150,000千円の積み立てと46,941千円の取り崩しなどによるものでございます。

公共施設整備基金の増も積み立てと取り崩しなどによるものでございます。

11ページから21ページまでは会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけています。

決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決算額比較表、その他決算説明資料を提出していますので、説明を省略させていただきます。

これをもちまして補足説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜り、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤信八君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

○代表監査委員（太田博史君）

私、ことしの7月1日付で基山町の代表監査委員に就任いたしました太田博史でございます。監査委員の職務を誠実かつ厳正に遂行したいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、審査報告をいたします。

まず、審査の対象ですが、地方自治法の規定に基づき、審査に付されました平成22年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計の5会計の歳入歳出決算書及び基山町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査いたしました。

審査の期間ですが、平成23年7月21日から8月11日までのうち9日間、河野監査委員とともに決算審査を行いました。

次に、審査の手続ですが、審査に付されました各会計の決算書等について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の関係書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する等の方法によって審査いたしました。

次に、審査の結果ですが、各会計の決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であるものと認めました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認めました。

以上で決算審査の報告を終わります。

日程第16 報告第6号

○議長（後藤信八君）

次に、日程第16. 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、これより報告を求めます。大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育委員会事務事業点検及び評価について報告をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づき、平成22年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について概要を説明いたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、改正後の法律第27条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされています。このため、本町教育委員会では、平成22年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要、活動並びに平成22年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について、事務事業の点検及び評価を別添のとおり取りまとめました。

また、報告書については、同法第27条第2項の規定に、事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されています。このため、学識を有する3名の方に平成22年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についての御意見をお伺いいたしました。

それでは、本報告書の内容を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をいたしております。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページにかけて、平成22年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員会の活動実績を記載しております。

6 ページをお願いいたします。

6 ページは、事務事業の評価の方法及び点検、評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

7 ページをお願いいたします。

7 ページに、主要施策の評価として、平成22年度基山町教育方針の重点目標を記載し、これに基づいて、8 ページから24ページにおいて、それぞれの施策の目標と取り組み状況と成果、自己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

25ページをお願いいたします。

25ページから、平成22年度教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、7月29日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上で報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

日程第17 決算特別委員会の設置について

○議長（後藤信八君）

次に、日程第17. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、決算特別委員会の委員の数を12名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会の委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、神前輔行議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、木村照夫議員、河野保久議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員、大山勝代議員、片山一儀議員、品川義則議員、林博文議員、松石信男議員を指名します。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午前11時47分 散会～